平成２１年（フ）第１２１号
栃木県下野市笹原146番地15　メッツ国分寺Ⅱ207
債務者　桐野　良喜
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３７０号
静岡県島田市川根町家山579番地の70
債務者　村松　義弘
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２４号
山口県下松市大字末武上173番地６
債務者　古城　久幸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市大和町1011番地３　大和アパート201号室
債務者　三浦加奈子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
長崎県西海市西海町木場郷2393番地
債務者　石川　友和
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
長崎県佐世保市吉岡町52番地５
債務者　近藤　博徳
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
静岡県藤枝市岡部町岡部1570番地の72、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2307番地
債務者　坂本くみ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１号
秋田県能代市字寿域長根41番地１　Ｓ２棟11号
債務者　齋藤　　司
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第４２号
秋田県能代市字寿域長根41番地１　Ｓ２棟11号
債務者　齋藤　智子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第４３号
秋田県能代市落合字中大野台１番地164　Ｍ２棟21号
債務者　工藤さかえ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３７７号
栃木県那須烏山市藤田1365番地３
債務者　入江由紀子（旧姓樋山）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９０号
栃木県日光市東和町68番地７
債務者　関山　浩章
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９２号
栃木県鹿沼市泉町2444番地２
債務者　田中　洋彰
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９６号
栃木県宇都宮市二荒町７番６号
債務者　上野　　榮
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０２号
栃木県宇都宮市陽南４丁目11番６号　陽南コーポ２　202
債務者　栗原　利男
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係